十　機構法第十八条第十号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
十一　機構法第十八条第十一号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
十二　機構法第十八条第十二号に規定する附帯業務に関する事項
十三～十八　［略］
（中長期計画の認可申請）
第二条　［略］
２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。
一　［略］
二　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（次号及び第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣及び総務大臣
三　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第八号に掲げるもの（第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣
四　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第六号及び第七号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この命令は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第八十二号）の施行の日（令和六年二月二十六日）から施行する。

デジタル庁令

○デジタル庁令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令（令和四年デジタル庁・総務省令第九号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年二月二十六日

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）第二条第一号若しくは第十三号又は第三条第一号若しくは第十三号に規定する事務に係るものに限る。）	（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　健康保険法（大正十一年法律第七十号）による保険給付の支給又は保険料の還付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「番号利用法別表第二省令」という。）第二条第一号若しくは第十二号又は第三条第一号若しくは第十二号に規定する事務に係るものに限る。）

九　機構法第十八条第九号に規定する大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
十　機構法第十八条第十号に規定する出資並びに人的及び技術的援助に関する事項
十一　機構法第十八条第十一号に規定する附帯業務に関する事項
十二～十七　［同上］
（中長期計画の認可申請）
第二条　［同上］
２　機構は、通則法第三十五条の五第一項後段の規定により中長期計画の変更の認可を受けようとする場合において、当該変更しようとする事項が次の各号に掲げるものであるときは、当該変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、それぞれ当該各号に定める大臣（第四条第二項において「主務大臣」という。）に提出しなければならない。
一　［同上］
二　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（次号及び第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣及び総務大臣
三　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同条第五号及び第七号に掲げるもの（第四号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣
四　機構法第十八条に規定する業務のうち同条第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項　文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

内閣総理大臣　岸田　文雄